

尾鷲港港湾機能継続計画（尾鷲港BCP）

（令和6年1月改定）

尾鷲港港湾機能継続計画協議会

策定、改訂等の履歴一覧

版数	日付	改訂箇所・追加資料	理由等
1	平成 29 年 3 月 10 日	—	新規策定
2	令和 2 年 3 月 27 日	1. 尾鷲港港湾機能継続計画の基本方針 ((1)本文、(3)図 1-2) 2. 尾鷲港 BCP における協力体制 (図、協議会構成員表) 5. 初動対応 ((2)本文) 6. 緊急物資輸送 ((1)④本文、 (4)図 6-2) 8. 通常貨物 ((1)本文)	一部改訂
3	令和 4 年 3 月 1 4 日	1. (2) 尾鷲港港湾機能継続計画の基本方針 (本文・回 1-2) (3)尾鷲港港湾施設の耐震対策状況と緊急輸送道路ネットワーク(図-3) 2. 尾鷲港 BCP における協力体制 (構成員) 3. 被害想定 (本文) 2) 高潮・暴風 4. 台風接近時の事前の防災行動 (本文) 5. 回復目標 (本文) 6. 初動対応 (本文) 7. 緊急物資輸送 (表 7-3)	一部改訂
4	令和 6 年 1 月 1 8 日	3. 伊勢湾における広域連携 (1) 広域連携の必要性及び伊勢湾 BCP の策定 (2) 伊勢湾 BCP と尾鷲港 BCP との連携体制 2. 尾鷲港 BCP における実施体制	

		8. 緊急物資輸送-（4）応急復旧における個別の対処行動-⑤緊急物資輸送体制の構築 9. 緊急物資輸送に係わる行動計画-⑧緊急物資の港湾荷役	

目 次

	頁
1. 尾鷲港港湾機能継続計画の基本方針	1
(1) 尾鷲港の役割.....	1
(2) 尾鷲港港湾機能継続計画の基本方針.....	1
(3) 尾鷲港港湾施設の耐震対策状況と緊急輸送道路ネットワーク.....	3
2. 尾鷲港BCPにおける協力体制	4
3. 伊勢湾における広域連携	
(1) 広域連携の必要性及び伊勢湾BCPの策定.....	6
(2) 伊勢湾BCPと津松阪港BCPとの連携体制.....	7
4. 被害想定	8
(1) 想定する災害.....	8
(2) 港湾施設の被害想定	
1) 地震・津波.....	9
2) 台風・暴風.....	11
5. 台風接近時の事前の防災行動.....	11
6. 回復目標.....	12
7. 初動対応.....	13
(1) 概要.....	13
(2) 尾鷲港BCPの発動.....	13
(3) 初動対応.....	13

8. 緊急物資輸送.....	14
(1) 港湾機能の回復目標.....	14
(2) 優先的に確保すべき港湾機能と目標時間.....	15
(3) 港湾機能の回復に向けた行動計画と役割分担.....	15
(4) 港湾機能回復に向けた行動計画.....	18
9. 港湾機能の回復（緊急物資輸送）に係る行動計画.....	24
10. 通常貨物輸送.....	29
11. 情報の発信.....	30
(1) 情報の整理と共有.....	30
(2) 情報の発信.....	30
12. 事前対策.....	31
13. 関係機関との連携.....	32
14. 継続的な見直し（PDCA）の実行.....	32

1. 尾鷲港港湾機能継続計画の基本方針

(1) 尾鷲港の役割

尾鷲港は、三重県東紀州地域の海岸線のほぼ中間に位置し、リアス式海岸による天然の良港として発展した重要港湾である。背後に大森林を有する大台ヶ原を、前面に県下有数の漁場を有し、古くから木材及び漁獲物の集積地として重要な役割を果たしてきた。

現在では、通常貨物輸送における水産物の集積地としての役割のほか、熊野灘沿岸における海上保安拠点としての役割を果たしている。

また、三重県地域防災計画や尾鷲市地域防災計画等において、南海トラフ地震やこれに伴う津波等により地域が被災した場合の緊急物資等の輸送活動や防災活動の拠点として位置付けられている。

(2) 尾鷲港港湾機能継続計画の基本方針

尾鷲港港湾機能継続計画（以下「尾鷲港BCP」という）は、大規模災害等により港湾機能が低下した際、関係機関が共有しておくべき目標や協力体制・行動を事前に整理・明確化し、発災後の緊急物資輸送や通常貨物輸送に係る尾鷲港の港湾機能の早期回復を図ることを基本方針とする。

なお、尾鷲港BCPは南海トラフ地震・津波の場合のほか、大規模台風に伴う高潮・暴風の場合も対象とする。

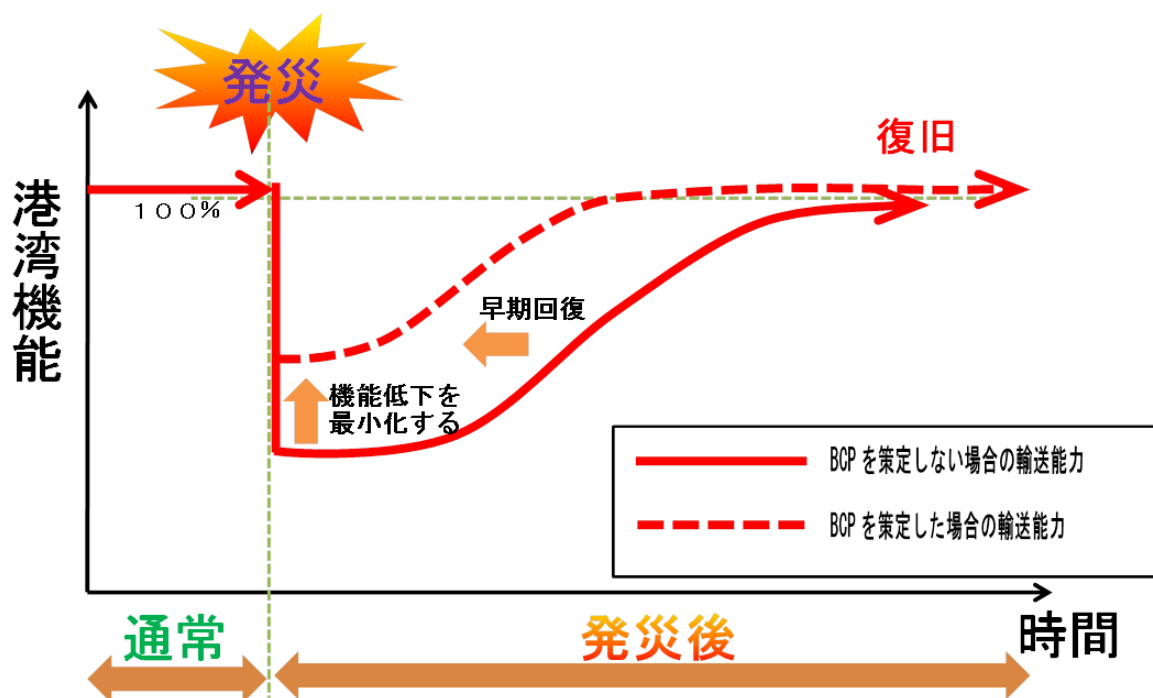


図 1-1 目標復旧曲線（地震・津波の場合）

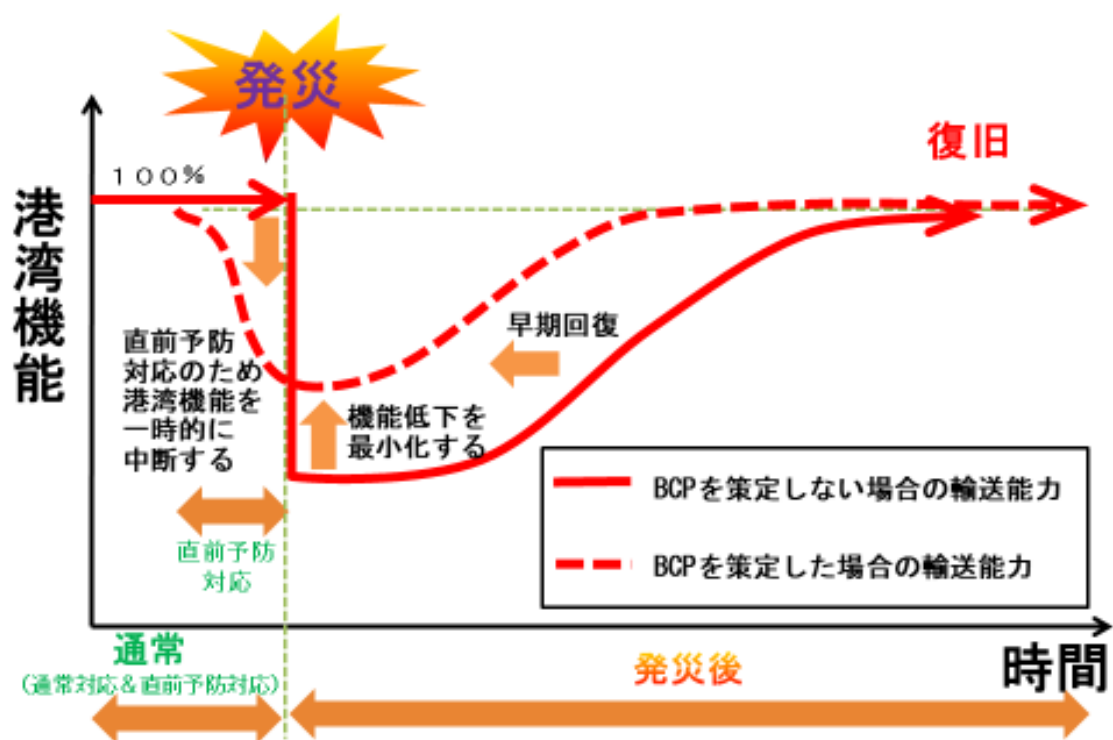


図1-2 目標復旧曲線（高潮・暴風の場合）

(3) 尾鷲港港湾施設の耐震対策状況と緊急輸送道路ネットワーク

尾鷲港港湾施設の耐震対策状況及び周辺の緊急輸送道路ネットワークを下図に示す。耐震強化岸壁は整備済である。

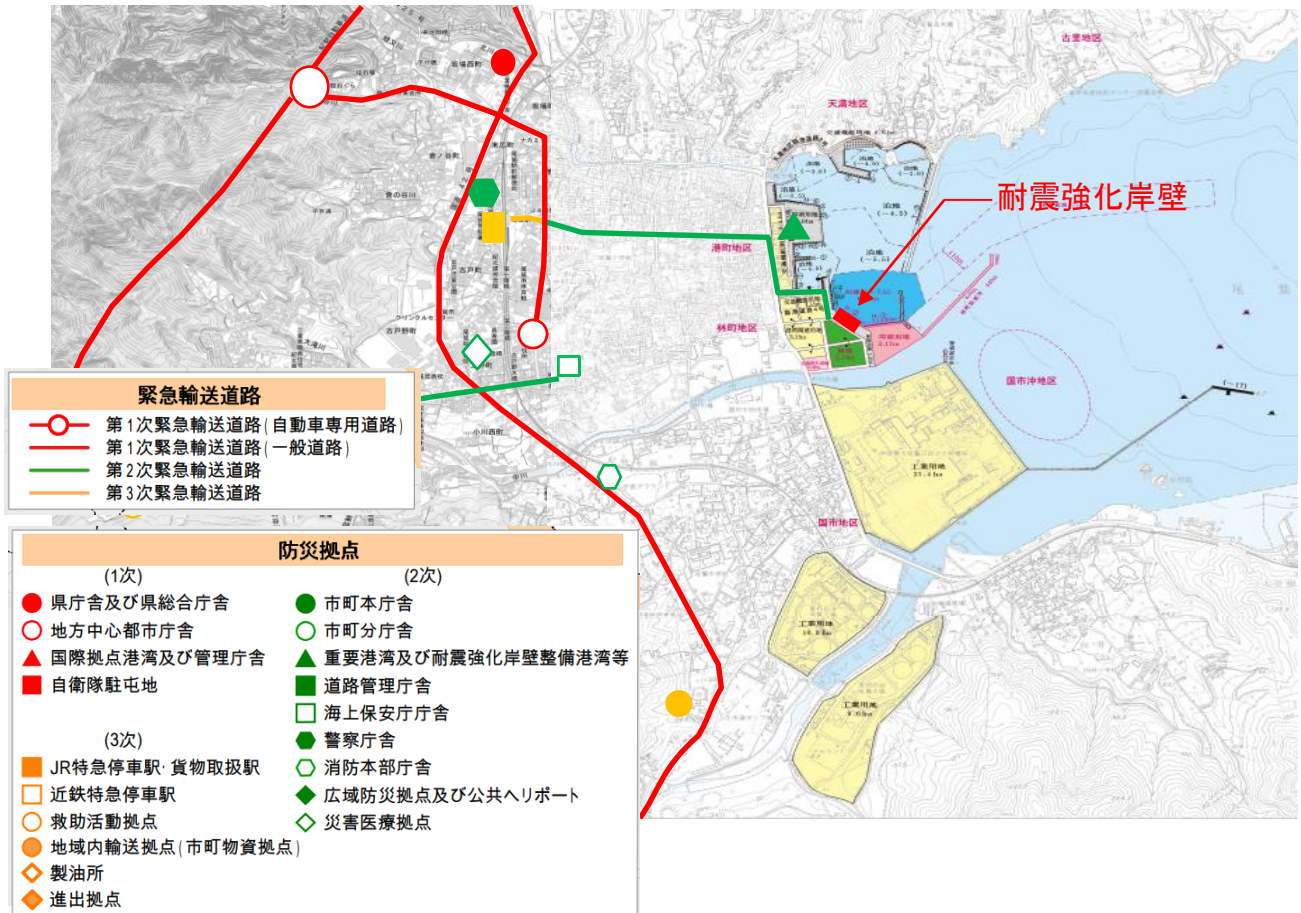


図 1-3 尾鷲港港湾施設の耐震対策状況及び尾鷲港周辺の緊急輸送道路ネットワーク図

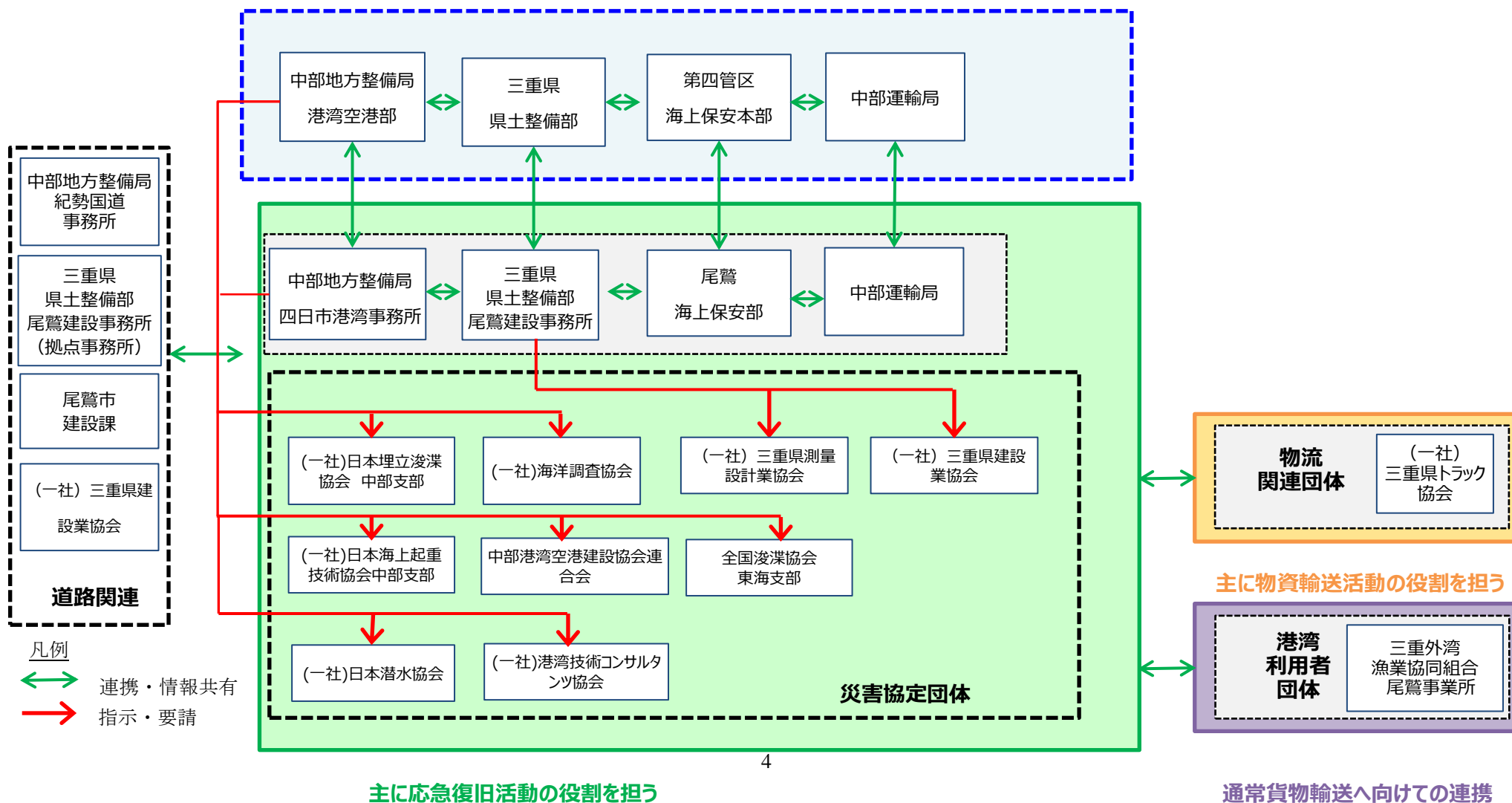
(参考：三重県緊急輸送道路ネットワーク計画(令和5年2月) を参照し、一部加工のうえ作成)

表 1-1 尾鷲港の耐震強化岸壁一覧

港湾名	地区名	水深(m)	延長(m)	バース数	整備状況
尾鷲港	林町地区	-5.5	100	1	整備済

2. 尾鷲港BCPにおける協力体制

尾鷲港BCPでは、中部地方整備局、三重県県土整備部及び第四管区海上保安本部から発せられる情報をもとに、中部地方整備局四日市港湾事務所、三重県尾鷲建設事務所、中部運輸局海事振興部、尾鷲海上保安部が主体となって、災害協定団体、物流関連団体、港湾利用者団体、道路関連部局等と連携・協働を図りながら早期の港湾機能回復に向けた、応急復旧活動を行う。



尾鷲港港湾機能継続計画 協議会の構成員（順不同）

令和6年1月現在

種別	団体・機関等の名称
行政機関	三重県 県土整備部 港湾・海岸課
	三重県 県土整備部 尾鷲建設事務所
	尾鷲市 建設課
	尾鷲市 防災危機管理課
	三重県 県土整備部 道路企画課
	三重県 防災対策部 災害即応・連携課
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課
	国土交通省 中部地方整備局 四日市港湾事務所
	国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路管理課
	国土交通省 中部地方整備局 紀勢国道事務所 管理第一課
	国土交通省 中部運輸局 海事振興部 貨物・港運課
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 尾鷲海上保安部 交通課
関係団体 ・企業	一般社団法人 日本埋立浚渫協会 中部支部
	三重県港湾空港建設協会
	一般社団法人 三重県トラック協会
	三重県外湾漁業協同組合 尾鷲事業所
	中部電力株式会社 総務・広報・地域共生本部 防災・危機管理グループ
	中部電力株式会社 尾鷲三田工事所
事務局	三重県 県土整備部 港湾・海岸課

各構成員の連絡先については、別に整理し、共有する。

3. 被害想定

(1) 広域連携の必要性及び伊勢湾BCPの策定

ポイント 大規模災害時には、各港の港湾BCPと伊勢湾BCPが連携して、災害対応に当たる。

災害時には、伊勢湾各港の港湾機能継続計画（以下、「港湾BCP」という。）に従い、港湾機能の回復がなされるが、被害が広域に及ぶ大規模災害時には、平時に利用できた資機材・人材が不足し、災害時に必要な対応ができなくなる可能性がある。大規模災害であればあるほど、資機材・人材の不足が甚だしく、港湾単独では災害対応に限界がある。社会が混乱する中で、広域の関係者が様々な情報を共有して、限られた資機材・人材を配置するなど、伊勢湾全体として、災害対応に当たる必要がある。

そのため、伊勢湾では、伊勢湾内の広域連携により資機材・人材を確保し、航路啓開・港湾施設等の応急復旧により緊急支援物資の受け入れるなど、港湾物流機能の早期回復の実現を目的として、「伊勢湾港湾機能継続計画（以下、「伊勢湾BCP」という。）が策定されている。大規模災害の発生時には、各港の港湾BCPと伊勢湾BCPが連携して、災害対応に当たることが重要である。



図3-1 伊勢湾における港湾機能継続のための広域連携のイメージ

(2) 伊勢湾BCPと各港BCPとの連携体制

ポイント 広域連携体制にて、伊勢湾全体で限られた資機材・人材を効率的に配置し、啓開作業に当たる。

伊勢湾BCPの「発動基準(下図)」に該当する場合は、国・港湾管理者等は、「広域連携体制」を構築することとしている。

広域連携体制では、港湾施設等の被災状況、啓開作業のための資機材・人材の調達状況、岸壁等の応急復旧状況や道路等の啓開状況を考慮し、優先して啓開作業等を実施する港湾施設を設定することとなる。

航路啓開については、緊急確保航路及び開発保全航路の啓開を担う国と港湾区域内の啓開を担う港湾管理者が連携して実施することになるが、限られた資機材・人材を効率的に配置し、伊勢湾全体で災害対応に当たる必要がある。

表 3-1 伊勢湾BCPの発動基準

発動基準
○名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港、津松阪港、尾鷲港が所在する自治体で震度6弱以上の地震が発生したとき
○伊勢・三河湾、尾鷲港に大津波警報が発表されたとき
○名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港、津松阪港、尾鷲港の内、複数港または緊急確保航路等で高潮・高波・暴風被害が発生したとき
○伊勢・三河湾、尾鷲港でその他の重大事故が発生したとき

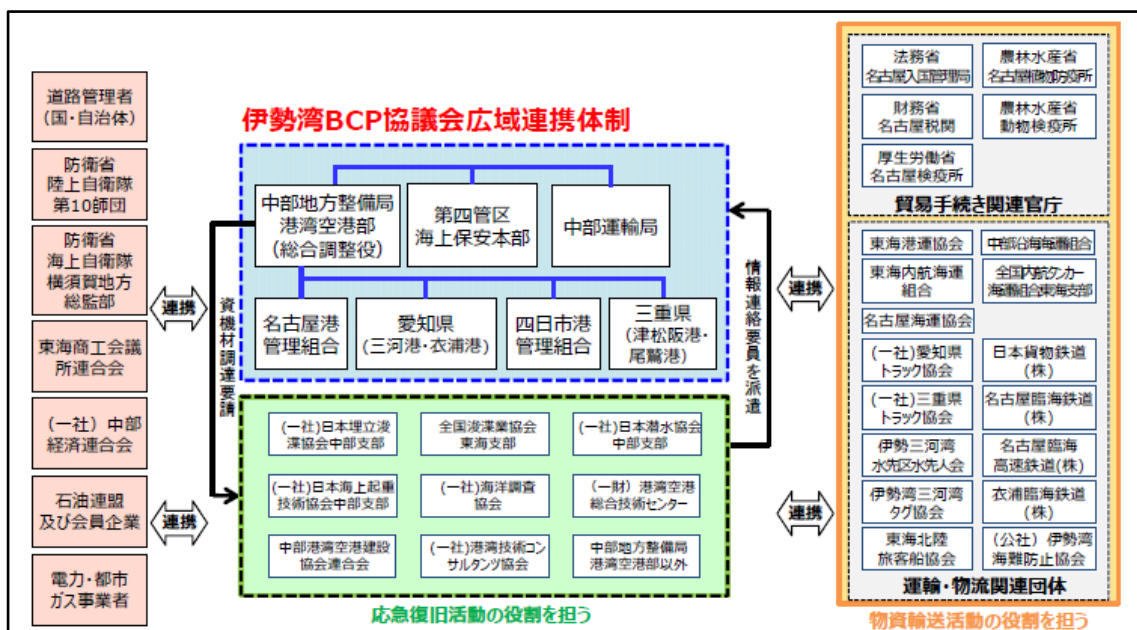


図 3-2 伊勢湾における広域連携体制の概念図

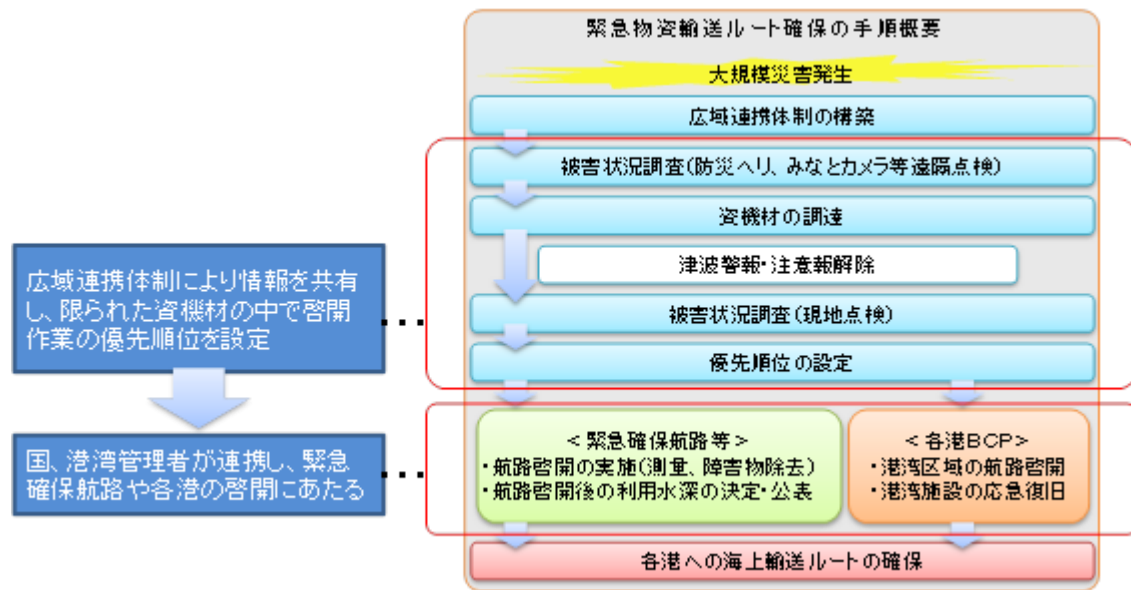


図 3-3 伊勢湾における緊急物資輸送ルート確保の流れ

4. 被害想定

4-1 (1) 想定する災害

対象とする災害は「地震・津波」及び「高潮・暴風」を想定する

1) 地震・津波

想定する災害は、熊野灘地域に大きな地震・津波被害を与えると想定されている南海トラフ巨大地震とし、地震動、津波の各々について複数ケースの想定のうち、当該地域に最も大きな影響を与えるケースを想定するものとした。

区分	想定ケース
地震動	陸側ケース (想定地震動5ケースのうち、揺れによる被害が最大と想定されるケース)
津波	ケース7 (紀伊半島沖に大すべり域+分岐断層を設定したケース)

三重県地震被害想定結果（リスク関係）（三重県防災対策部：平成26年3月）より

2) 高潮・暴風

「高潮・暴風」による災害については、「当該地域における過去最大級の災害」として、伊勢湾台風を想定災害とする。

項目	伊勢湾台風時の概要
接近日時	昭和34年9月26日
気圧	939.7 hPa (観測場所：尾鷲)
最大風速	28.1 m/s (観測場所：尾鷲)
瞬間最大風速	51.5 m/s (観測場所：尾鷲)
最高潮位	+3.10 m (DL表示 観測場所：尾鷲)

伊勢湾台風災害誌 (三重県)

伊勢湾台風災害復興計画書 (三重県) より

4－（2）港湾施設の被害想定

1）地震・津波

港湾施設の被害想定は以下のとおりであり、地震の揺れや津波によって港湾区域内外の水域（航路・泊地等）、岸壁、荷さばき地および臨港道路の被害を想定する。

表4-1 地震規模等の設定条件と想定する被害（地震・津波）

区 分		設定条件と被害想定		
（設定条件）地震規模		・ マグニチュード9.0（9.1） ^{※1} （ ）内は津波断層モデルの値		
（設定条件）潮位		・ T.P. +0.66m（朔望平均満潮位） ^{※2}		
（設定条件） 震度分布等	震度	・ 震度7 ^{※3}		
	最大津波高	・ T.P. +8.6m（満潮時） ^{※3}		
港湾施設被害	揺れによる被害	水域（航路・泊地）	—	
		岸壁	・ 耐震強化岸壁は軽微な修復により利用可能 ・ 通常岸壁の一部は利用可能	
		荷さばき地	・ 岸壁と荷さばき地の間に0.5m程度の段差が発生	
		臨港道路	・ 埋立地の道路は液状化により不等沈下、舗装に亀裂発生	
		ライフライン	・ 電気、通信、水道などの障害	
	津波による被害	水域（航路・泊地）	・ 瓦礫や小型船舶が港内に漂流、自動車等が海底に沈降 ^{※4}	
		岸壁	—	
		荷さばき地	・ 荷さばき地上に瓦礫が散乱	
		臨港道路	・ 道路上に瓦礫が散乱	
		ライフライン	・ 電気、通信などの浸水による障害	

※1：南海トラフの巨大地震モデル検討会（中央防災会議H24.3），（第二次報告H24.8）

※2：「港湾及び海岸構造物設計指針」（三重県 H28.4）

※3：三重県地震被害想定結果（ハザード関係）（三重県防災対策部：平成26年3月）

※4：瓦礫以外の漂流・沈降状況については、名古屋港湾空港技術調査事務所のシミュレーション結果による

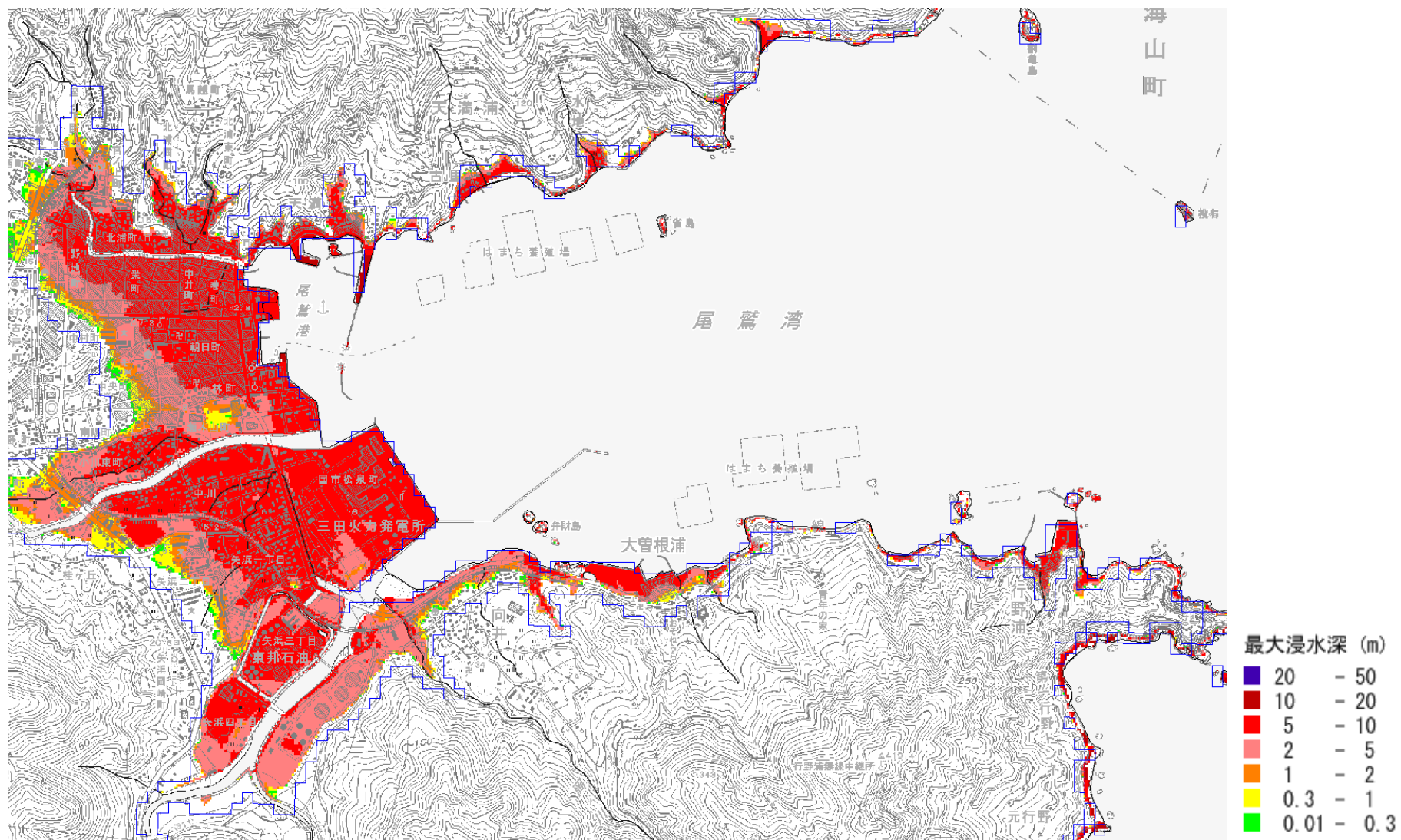


図4-1 津波浸水予測図（三重県地震被害想定調査結果：平成26年3月）

2) 高潮・暴風

高潮・暴風による被害想定は以下のとおりであり、高潮・暴風による港湾区域内外の水域（航路・泊地等）、岸壁及び臨港道路の被害を想定する。

表 4-2 想定する被害（高潮・暴風）

区 分		尾鷲港での被害想定	
港湾施設被害	暴風による被害	水域（航路・泊地）	・船舶の乗揚げ
		岸壁・護岸	・走錨した船舶等の衝突による損傷
		荷さばき地・野積場	・荷さばき地、野積場に貨物が散乱
		臨港道路	・飛来物、転倒物等による交通障害
		ライフライン	・飛来物の電線切断による停電、通信障害
	高潮による被害	水域（航路・泊地）	・貨物、機材の漂流、沈降 ・流木などの漂流
		岸壁・護岸	・護岸の倒壊、崩壊
		荷さばき地・野積場	・荷さばき地、野積場に貨物が散乱
		臨港道路	・冠水による交通規制
		ライフライン	・浸水による停電

5. 台風接近時の事前の防災行動

台風の接近は、地震・津波の被害時とは異なり気象庁から進行方向や速さ等の予報が発表されるため、事前の防災行動を行うことが可能である。

そのため事前の防災行動に着目して検討を行うことが重要となるため、台風接近時に想定される標準的な防災行動を時系列的に整理した「フェーズ別高潮・暴風対応計画」を策定した。

「フェーズ別高潮・暴風対応計画」は、関係者が迅速かつ円滑な防災行動を効果的・効率的に行うための判断の参考として活用するツールである。

台風接近にともない気象庁発表の情報や港長の勧告等により、構成員は必要な事前の防災行動をとる。

主な事前の防災行動は以下のとおり。

- ・気象情報等の収集と提供を行う
- ・職員などの安全確保を行う

詳細についてはフェーズ別高潮・暴風対応計画を参照

6. 回復目標

尾鷲港において大規模災害発生以降に果たすべき役割は下表のとおりであり、耐震強化岸壁を中心とした港湾機能回復目標を時系列で整理すると下図のとおりである。

被害想定は、「高潮・暴風」と比べて「地震・津波」の方が大きくなるものとし、港湾機能の回復目標については、「地震・津波」対策を踏まえた目標とする。

表 6-1 尾鷲港の大規模災害発生以降における役割

分類	役割
災害復興活動への支援	緊急物資の海上輸送拠点として人員、物資燃料、資機材等の輸送に活用
背後圏事業者の経済活動を支える物流機能の確保	災害発生以降における物流機能（通常貨物輸送）の維持・確保

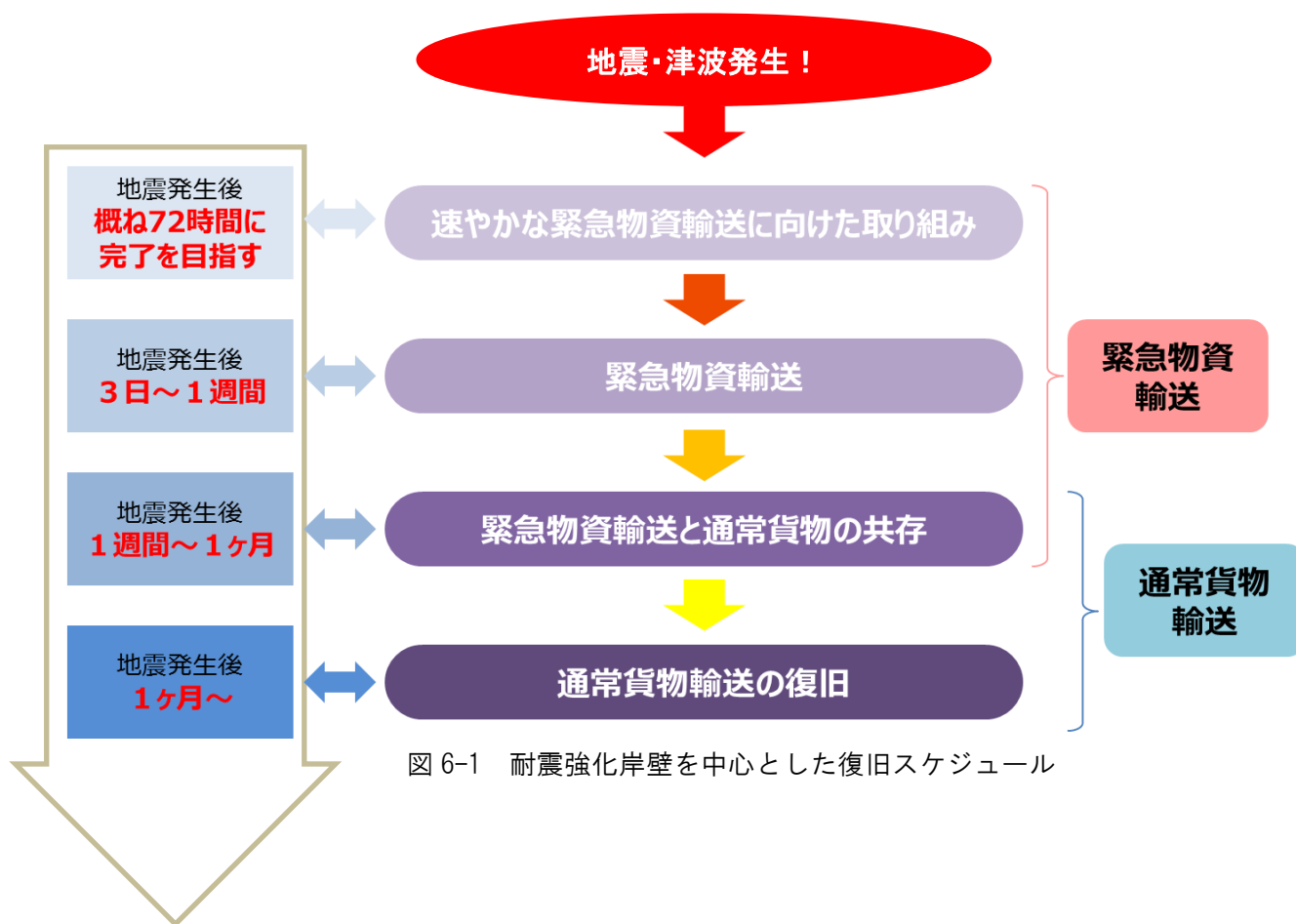


図 6-1 耐震強化岸壁を中心とした復旧スケジュール

7. 初動対応

(1) 概要

- ・地震及び津波発生後、台風接近時、速やかに命を守る避難行動をとる。
- ・安全を確保した後、通信の確保を行う。
- ・津波警報、暴風警報等解除後、被害状況調査を実施し、航路啓開、被災貨物・瓦礫の撤去、必要に応じて港湾施設の応急復旧を実施する。

(2) 尾鷲港BCPの発動

尾鷲港BCPの発動基準は以下のとおりとする。

●発動基準

- ① 尾鷲市で震度6弱以上の地震が発生したとき
- ② 熊野灘沿岸に津波警報または大津波警報が発表されたとき
- ③ 台風に伴い、尾鷲市で暴風警報及び高潮注意報、高潮警報等が発表され、港湾施設等に甚大な被害が発生し、または発生するおそれが予想される場合において、その状況を総合的に勘案し、港湾管理者が発動を宣言したとき

※「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、構成員は速やかに各々が定める当該情報の発表時の対応を取るとともに、円滑に輸送機能を維持・復旧できるように体制を整える。

(3) 初動対応

- ① 避難
地震が発生したら、迅速に避難し身の安全を守る。
台風最接近前に避難し、身の安全を守る。
- ② 安否確認
構成員は、各自組織の安否確認を行う。
- ③ 体制の確立
構成員は、予め定められた情報共有体制を確立する。
- ④ 通信手段の確保
構成員は、複数の連絡手段（衛星携帯電話、固定電話、携帯電話、PC・スマートフォンによるメール、FAX等）により、通信手段を確保する。
構成員は、事前に衛星携帯電話を設置することが望ましい。

〔留意点〕

地震発生直後は、職員及び職員家族の安否を確認した後に、速やかに尾鷲港内の安全確保、二次災害の防止、被災状況の確認等に必要な職員の参集を図る。

必要人員に対して職員の参集が不足する場合に備えて、広域的な応援要請等の体制と初動対応の周知・準備をしておく。

台風接近時には想定される標準的な防災行動を整理した「フェーズ別高潮・暴風対応計画」に従い、必要な対策を行う。

8. 緊急物資輸送

(1) 港湾機能の回復目標

① 目標設定の前提条件

港湾機能の回復目標の設定にあたっての前提条件は以下のとおりである。

- 回復目標を設定する上で、津波警報・注意報の解除を発災24時間後とする。
- 津波警報・注意報が解除されるまでの間に、三重県及び中部地方整備局は被災情報や強震計、GPS波浪計等の観測データに基づく被害想定により航路啓開及び施設復旧の範囲・対象を絞り込むなどして、解除後の対処行動の迅速化を図る。

② 回復目標の設定

港湾機能の回復目標については、被災地における緊急物資備蓄量を3日分として、発災後3日以内に、最小限の緊急物資輸送ルートを確認し、その後、発災後7日以内に順次、緊急物資輸送ルートの拡充を図ることを目標とする。

目標時間	回復目標
発災後3日以内	○最小限の緊急物資輸送ルートの確保
発災後7日以内	○緊急物資輸送ルートの拡充

③ 復旧の優先順位の考え方

復旧の優先順位は、緊急物資輸送にかかる港湾機能の回復に要する日数や道路啓開の状況等を総合的に判断して決定する。

	考え方	優先度
耐震強化岸壁	緊急物資輸送のための耐震強化岸壁に係るルート	1
上記以外の岸壁	その他救援活動等の円滑な実施に資する岸壁に係るルート	2

④ 暫定供用について

緊急物資輸送を開始するため、被災状況及び緊急物資輸送船舶の諸元等に応じて施設供用の範囲や水深を決定する等により、積極的に暫定供用を行う。

- 暫定供用は緊急物資輸送船が安全に航行・着離岸できる範囲とし、対象船舶の船型や航路・泊地の形状、現場条件等を踏まえ、四日市港湾事務所、三重県尾鷲建設事務所及び尾鷲海上保安部により安全が確認された時点から供用開始する。
- 緊急物資輸送のための暫定供用開始後も、引き続き航路啓開・被災施設の応急復旧を実施する。

(2) 優先的に確保すべき港湾機能と目標時間

「防災基本計画(災害対策基本法 34 条)」、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」(p. 938) に示す想定被害、「港湾投資の評価に関する解説書 2011」に示す被災後の緊急物資輸送の区分をふまえて、大規模災害発生以降に確保すべき港湾機能と目標時間を下表のように設定する。

表 8-1 優先的に確保すべき港湾機能と目標時間(地震・津波)

確保すべき港湾機能	目標時間
緊急物資輸送(第1段階)の確保 ・人命救助に関する人員・物資輸送の確保	発災後3日以内
緊急物資輸送(第2段階)の確保 ・生命の維持に関する人員・物資輸送の確保	発災後1週間以内
緊急物資輸送(第3段階)の確保 ・生活物資輸送機能の確保	発災後概ね1週間後

資料：平成22年度 港湾地域地震防災対策検討業務 報告書、平成23年3月
国土交通省中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所をベースに作成

(3) 港湾機能の回復に向けた行動計画と役割分担

発災後、直ちに体制構築および被災状況把握を行ったうえで、航路啓開、岸壁復旧および臨港道路の応急復旧活動を行う。発災後72時間(3日間)を目標として、耐震強化岸壁(水深-5.5m、延長100m)において緊急物資の輸送を開始し、その後、他の施設の応急復旧を行い、本格的な緊急物資輸送に対応する。

表 8-2 尾鷲港における行動計画と役割分担（地震・津波）

尾鷲港		目標時間			関係者の役割							連携				
		発災から24時間	24時間～72時間		72時間～		四日市港湾事務所	三重県（港湾管理者）	尾鷲海上保安部	災害協定団体	海運事業者	港運事業者	陸運事業者	中部運輸局	道路管理者	自治体
		フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ・Ⅳ	フェーズⅤ											
活動内容	参集被災収集	参集、被災情報の収集					◎	◎	○	○	△	△	△	△	△	△
	航路啓開		①耐震強化岸壁に接続する港湾区域内の調査	①耐震強化岸壁に接続する港湾区域の航路啓開	その他利用可能な岸壁に接続する港湾区域内の航路啓開	△	◎	○	○							
	岸壁復旧		②耐震強化岸壁の被災状況調査	②耐震強化岸壁の応急復旧	その他利用可能な岸壁の応急復旧	△	◎		○							
			③耐震強化岸壁荷さばき地の被災状況調査	③耐震強化岸壁荷さばき地の応急復旧	その他利用可能な岸壁の荷さばき地の応急復旧	△	◎		○							
	臨港道路		④耐震強化岸壁に接続する臨港道路の被災状況調査	④耐震強化岸壁に接続する臨港道路の応急復旧	その他岸壁への臨港道路の復旧	△	◎		○					△	△	
	道路啓開		⑤尾鷲港までの緊急輸送道路の啓開（臨港道路以外）					△						◎	◎	
連携	緊急物資輸送		⑥緊急物資の海上輸送		受入	△				◎			◎		△	
					⑦緊急物資の港湾荷役						◎		◎		△	
					⑧緊急物資の陸上輸送							◎	◎		△	

※津波警報・注意報解除により海上作業の安全性が確認された後に、現地作業を開始する。

【凡例】 ◎…主導的役割を担う主体（幹事役）、○主導的役割を担う主体
△…協議・調整の対象となる主体

表8-3 尾鷲港における行動計画（高潮・暴風）

港湾管理者の対応行動計画（尾鷲港）

フェーズ (目安)	気象庁の情報	海上保安部長の 勧告等 (目安)	人命の安全確保、情報伝達、体制、指示等						
			情報収集・共有	体制	移動・待避・固定作業	施設管理の指示・確認	その他		
台風最接近 5日～2日前	台風進路予報・台風に関する気象情報（随時発表）	海外避難勧告・ 入港回避勧告	<ul style="list-style-type: none"> 気象、海象、海上安全情報収集（適宜） 職員への気象情報提供 関係者（気象官署、保安部、国・県・市等）公共機関との情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 通信設備の通信・動作確認 職員の状況把握 水防待機人員の確認 		<ul style="list-style-type: none"> 港湾関係者から協力要請有無の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 発注工事現場へ注意喚起（作業船、仮設物固定、建設機械・船舶避難） 		
2日前～1日前			<ul style="list-style-type: none"> 気象、海象、海上安全情報収集（適宜） 	<ul style="list-style-type: none"> 水防体制確保のための事前連絡 		<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連絡等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 発注工事現場の確認 		
台風最接近の1日前～半日前			<ul style="list-style-type: none"> 気象、海象、海上安全情報収集（適宜） 関係者との港則法に基づく勧告に関する情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 水防待機開始（準備体制） 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の待避準備の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 防潮扉、水門、陸閘等の閉鎖予告（委託分含む） 			
			海上作業の停止（港長：第2警戒体制）						
			<ul style="list-style-type: none"> 気象、海象、海上安全情報収集（適宜） 防潮扉、水門、陸閘等の閉鎖完了情報の共有（委託分含む） 関係者との港長勧告に関する情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 水防待機継続（警戒体制） 県庁港湾・海岸課待機 災害対策本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の待避の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 防潮扉、水門、陸閘等の閉鎖、完了確認（委託分含む） 			
IV'	陸上作業の停止								
台風最接近の6時間前	防災行動の完了（暴風が吹き始める前）								
台風最接近の数時間前			<ul style="list-style-type: none"> 気象、海象、海上安全情報収集（適宜） 						
高潮発生時			<ul style="list-style-type: none"> [高潮注意報・暴風警報解除後] 被害情報等情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 水防要員等の安全確認 		<ul style="list-style-type: none"> [高潮注意報・暴風警報解除後] 被害状況調査 			

※1第一警戒体制(準備勧告) 尾鷲海上保安部の基準による
 ※2第二警戒体制(避難勧告) 尾鷲海上保安部の基準による
 ※高潮注意報・暴風警報解除後、作業の安全性が確認された後に現地作業を開始する

(4) 港湾機能回復に向けた行動計画

港湾機能の回復に向けて下記のフローにより行動するものとする。港湾機能回復を行う上でのポイントを次頁以降に示す。

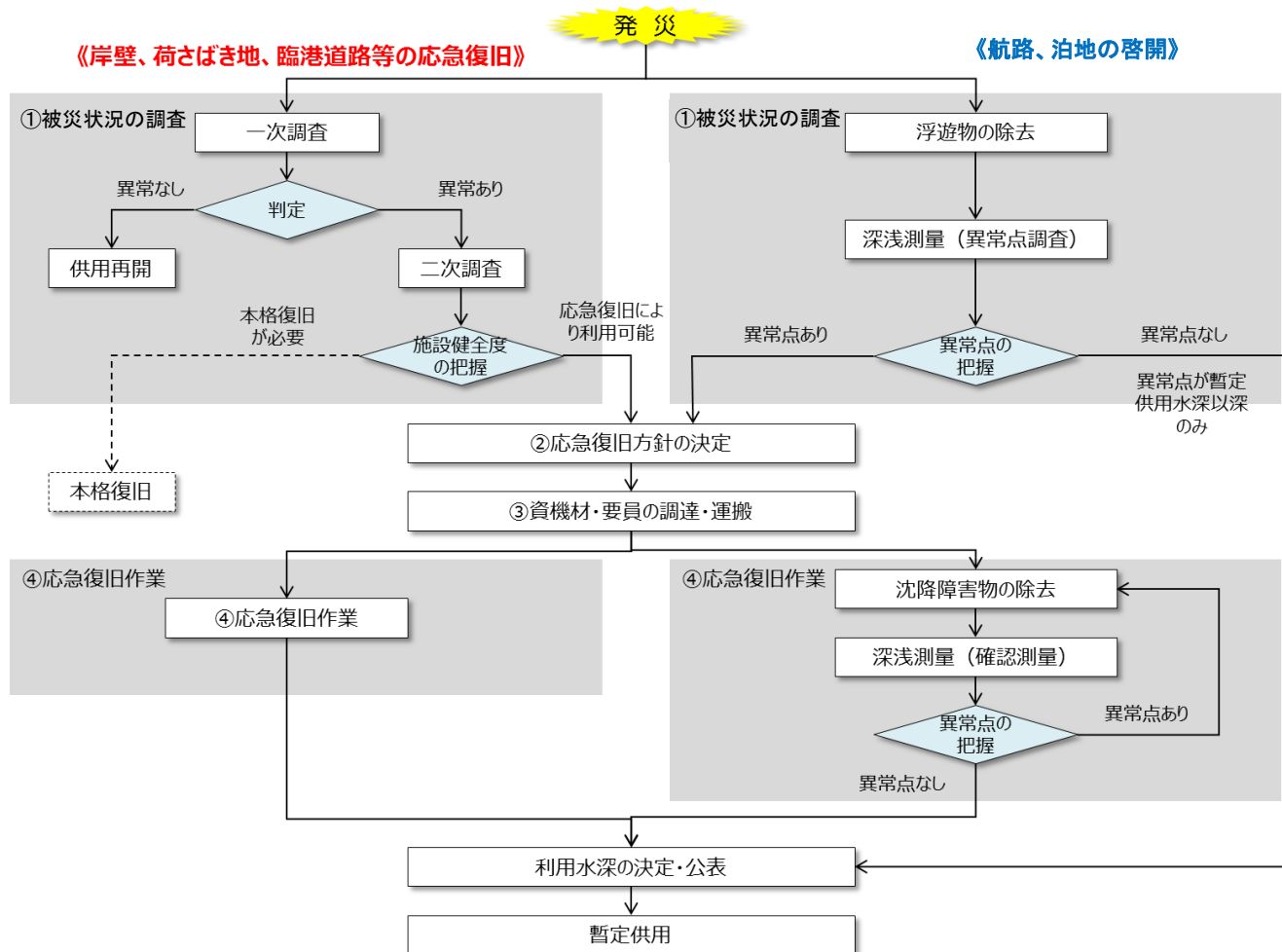


図 8-1 対処行動のフロー

① 施設の被災状況の調査

発災直後に被害情報を収集し、被害の概要を把握する。港湾施設の被災状況調査においては、耐震強化岸壁に接続する水域及び陸域の被災調査を優先して行う。被災調査結果については、関係機関間で情報共有を図る。

■調査の役割分担

○港湾施設の調査（担当：三重県尾鷲建設事務所）

■被災調査方法

《岸壁、荷さばき地、臨港道路等》

調査は主として、目視で被災箇所の位置、延長、被害程度、被害状況の概略を把握する。

《航路、泊地》

浮遊物を目視調査にて把握し、航路・泊地の深浅測量（異常点調査）を行う。

■被災調査内容

- ① 水域施設：目視による浮遊物の確認。深浅測量（異常点調査）
- ② 外郭施設：移動、沈下、法線の乱れ、亀裂状況等外観の異常の範囲の確認。
- ③ 係留施設：陥没及び隆起、法線の乱れ、破損、液状化等の範囲の確認。
- ④ 臨港交通施設：陥没（沈下、段差）、亀裂（縦断、横断方向）、破損、液状化等異常の範囲の確認。
- ⑤ 荷さばき地：陥没（沈下、段差）、亀裂（縦断、横断方向）、破損、液状化等異常の範囲の確認。
- ⑥ 照明・標識柱：架空線、ポール等の傾斜及びわん曲状況等の確認。
- ⑦ 上屋等：沈下、傾斜、外壁の亀裂等外観の異常の範囲の確認。

② 応急復旧方針の決定

施設の被災状況の調査結果を踏まえ、緊急物資輸送用の耐震強化岸壁を早急に供用（暫定供用）させるための応急復旧方針を決定する。

表 8-4 応急復旧方針の決定に際しての関係機関

	中部地方整備局 四日市港湾 事務所	三重県 尾鷲建設 事務所	尾鷲海上 保安部
航路啓開必要水深の協議・決定	○	○	○
耐震強化岸壁の使用可否判断、 応急復旧作業の方針	○	○	
瓦礫一次保管場所	○	○	

③ 応急復旧資機材、要員の調達・運搬

災害協定に基づき、応急措置を要請し、応急復旧に必要となる要員や資機材等を調達する。

発災後の限られた資機材を有効に活用した応急復旧方針に基づき応急復旧資機材等の調達を指示する。

■資機材・要員の調達・運搬の役割分担

<ul style="list-style-type: none"> 締結している災害協定に基づく応急措置の要請 【担当：中部地方整備局港湾空港部、三重県（県庁、尾鷲建設事務所）】 要請に基づく資機材・要員の調達・運搬 【担当：災害協定団体】 資機材の調達は、中部地方整備局及び三重県（県庁、尾鷲建設事務所）が災害協定を締結している建設関連団体に依頼する
--

表 8-5 災害協定締結状況

機関	名称	協定締結者
中部地方整備局 三重県 他 中部地方整備局 管内港湾管理者	災害発生時における緊急的な 応急対策業務に関する包括的 協定	一般社団法人日本埋立浚渫協会中部支部長
		中部港湾空港建設協会連合会会長
		一般社団法人日本海上起重技術協会中部支部長
		全国浚渫業協会東海支部長
		一般社団法人日本潜水協会会長
		一般社団法人海洋調査協会会長
		一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長
中部地方整備局 港湾空港部	緊急的な応急対策業務に関する 災害協定	一般社団法人日本埋立浚渫協会中部支部長
		一般社団法人日本海上起重技術協会中部支部長
		中部港湾空港建設協会連合会会長
		全国浚渫業協会東海支部長
	港湾施設点検、港湾施設調査 支援に関する災害協定	一般社団法人海洋調査協会会長
	潜水調査支援に関する災害協定	一般社団法人日本潜水協会会長
	港湾施設調査・設計支援に関する 災害協定	一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長
	防災エキスパート施設点検支援 に関する災害協定	NPO 法人中部みなと防災ネット理事長
TEC-FORCE支援（水 中部調査）に関する災害協定	一般社団法人日本潜水協会会長	
災害時の緊急的な対応に係る 業務等に関する協定	（一財）港湾空港総合技術センター理事長	
三重県	地震・津波・風水害等の災害 発生時における基本協定	一般社団法人三重県建設業協会会長 社団法人三重県測量設計業協会会長
	地震・津波・風水害等の緊急 時における協定書（地質調 査）	社団法人全国地質調査業協会連合会 中部地質調査業協会三重県支部
	地震災害等の緊急時における 応急対策に関する協定書	社団法人日本土木工業会中部支部長

④ 応急復旧作業の実施

耐震強化岸壁に接続する航路・泊地について、啓開作業を実施するとともに耐震強化岸壁、荷さばき地、臨港道路等の応急復旧を行い、港湾機能の早期回復を図る。

尾鷲港の港湾施設の応急復旧における対処行動の全体図は以下のとおり。

■官民含めた役割分担

①深浅測量（事前測量、確認測量）

中部地方整備局所有の海洋環境整備船、海上保安庁の測量船等、災害協定団体の測量船の役割を協議し、分担する。

②浮遊物除去作業

中部地方整備局所有の海洋環境整備船、海上保安庁の巡視船艇等、災害協定団体の作業船の役割を協議し、分担する。

■関係機関の連携

③臨港道路啓開

臨港道路管理者と道路管理者が一般道路の啓開と連携し作業を実施する。

実施主体（三重県尾鷲建設事務所、中部地方整備局、尾鷲市建設課）

④航路・泊地啓開

港内の航路・泊地啓開を連携し、作業を実施する。

実施主体（三重県尾鷲建設事務所、四日市港湾事務所）

⑤ 緊急物資輸送体制の構築

緊急物資受け入れのため、使用可能な施設を確認し、受け入れ態勢を整える。また、港湾荷役関係者等の協力を得て作業可能な集積荷さばき地を確保する。

■耐震強化岸壁における緊急物資輸送船の受け入れ準備

- ・緊急物資輸送船が入港、着岸してから直ちに荷役が行えるよう体制を構築する。
- ・緊急物資輸送船の着岸を支援するための、着岸位置の標示や綱取りが実施できる体制を構築する。
- ・緊急物資輸送船が着岸した後、直ちに荷さばきが開始できる体制を構築する。
実施主体（港湾荷役事業者、（一社）三重県トラック協会）

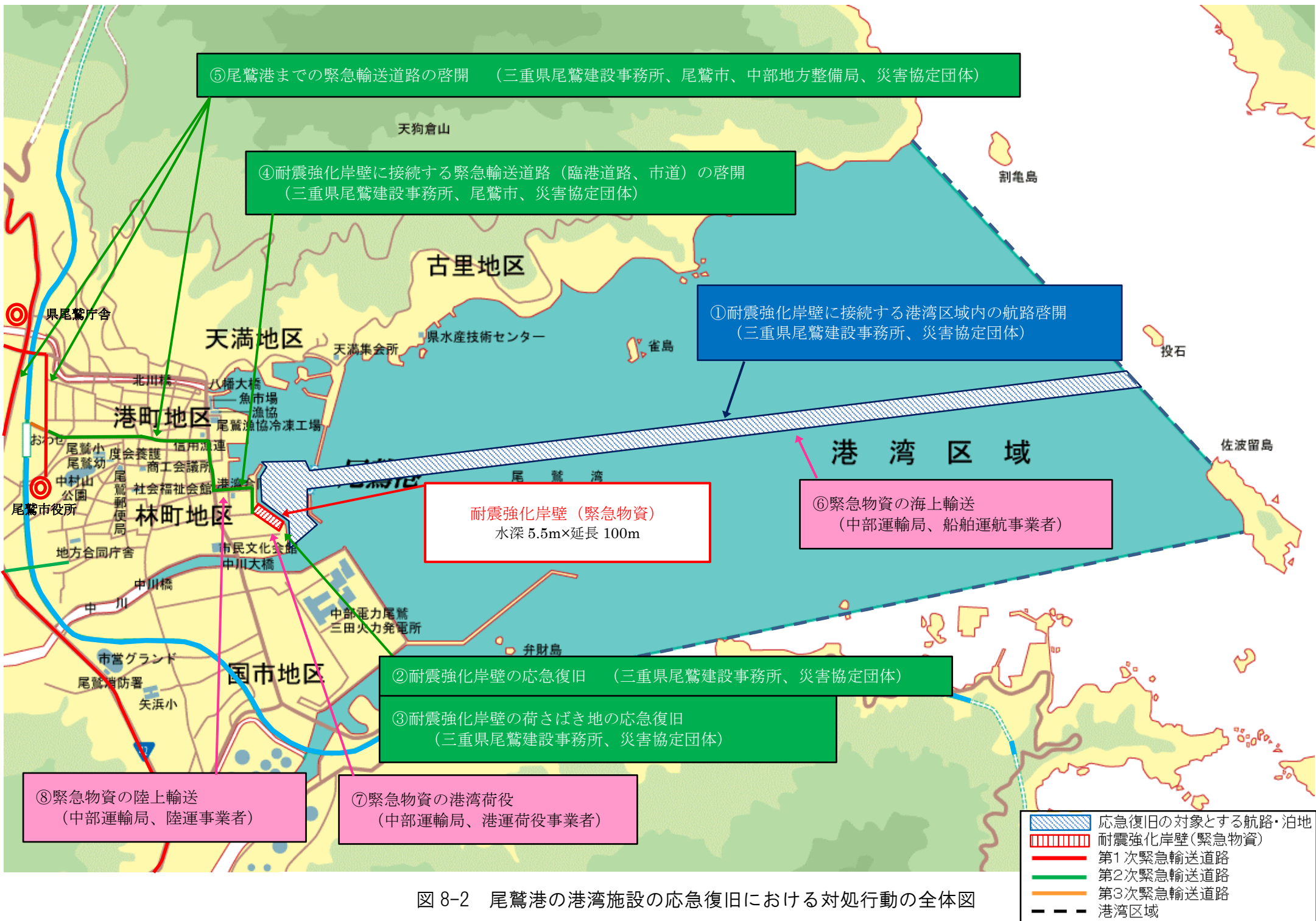


図 8-2 尾鷲港の港湾施設の応急復旧における対処行動の全体図

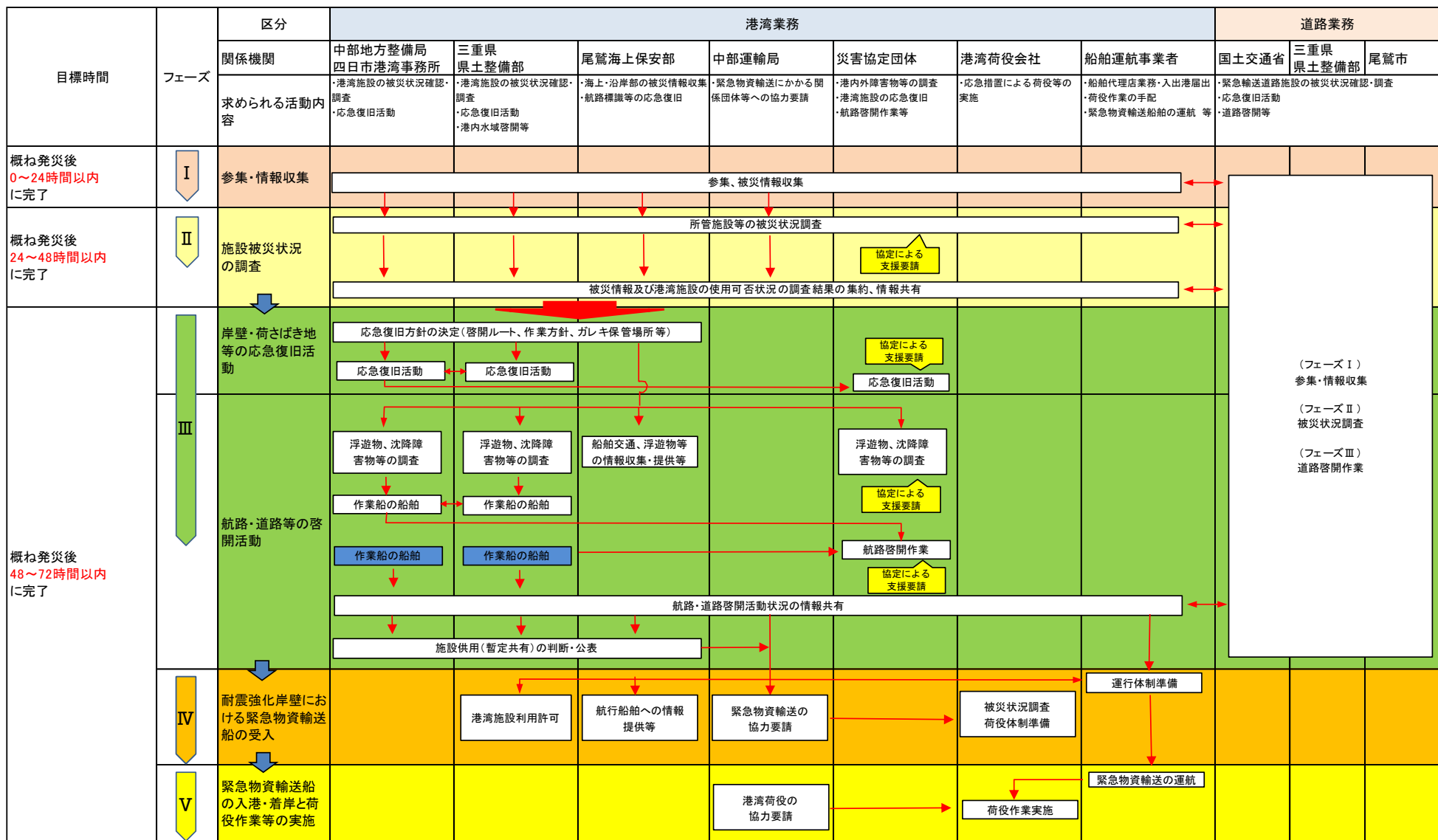


図 8-3 港湾機能の回復に向けての関係機関の役割とフロー図

9. 港湾機能の回復（緊急物資輸送）に係わる行動計画

行動内容		①耐震強化岸壁に接続する港湾区域内の航路啓開		
実施主体	三重県尾鷲建設事務所 (県庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾区域内の航路における深浅測量及び浮遊物の除去を行う。 ・ 沈降障害物の除去等の災害協定団体による航路啓開作業の監督・指示する。 ・ 応急公用負担権限の行使の発動を行う。 (被害の状況に応じて、中部地方整備局港湾空港部に支援要請を行う。) 		
関係者	中部地方整備局港湾空港部	(三重県からの支援要請を受け、中部地方整備局四日市港湾事務所に支援活動の指示を行う。)		
	中部地方整備局四日市港湾事務所	(三重県が実施する港湾区域内の浮遊物・沈降障害物の除去作業を支援する)		
	尾鷲海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶交通の整理・指導を行うとともに、船舶への情報提供を行う。 ・ 水路の状況把握を行う。 ・ 航路標識の状況把握、応急復旧を行う。 		
	災害協定団体	(一社)三重県建設業協会 尾鷲支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害協定に基づき、三重県尾鷲建設事務所の要請に応じて作業船団を派遣する。 ・ 三重県尾鷲建設事務所の監督・指示に基づき、浮遊物・沈降障害物を除去する。 	
		(一社)日本海上起重技術協会 中部支部	(災害協定に基づき、中部地方整備局港湾空港部の要請に応じて作業船団を派遣する。) (四日市港湾事務所の監督・指示に基づき、浮遊物・沈降障害物を除去する。)	
		(一社)日本埋立浚渫協会 中部支部		
		中部港湾空港建設協会連合会		
		全国浚渫業協会東海支部		
		(一社)日本潜水協会	(災害協定に基づき、中部地方整備局港湾空港部の要請に応じて測量班・機材を派遣する。) (四日市港湾事務所の監督・指示に基づき、深浅測量および沈降障害物の調査等を実施する。)	
(一社)海洋調査協会				
(一社)港湾技術コンサルタント協会				
(社)三重県測量設計業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害協定に基づき、三重県尾鷲建設事務所からの要請に応じて測量班・機材を派遣する。 ・ 三重県尾鷲建設事務所の監督・指示に基づき、深浅測量および沈降障害物の調査等を実施する。 			

※ () で示した行動は、三重県の支援要請があった場合に実施する

※応急公用負担権限…非常災害時において、緊急の必要があると認められるとき、他人の物件等で支障となるものを収用、処分することができる権限をいう（港湾法第55条の3）

行動内容		②耐震強化岸壁の応急復旧		
実施主体	三重県尾鷲建設事務所 (県庁)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震強化岸壁の応急復旧 (被害の状況に応じて、中部地方整備局港湾空港部に支援要請を行う。) 		
関係者	中部地方整備局港湾空港部	(三重県からの支援要請を受け、中部地方整備局四日市港湾事務所に支援活動の指示を行う。)		
	中部地方整備局四日市港湾事務所	(三重県が実施する耐震強化岸壁の応急復旧作業を支援する)		
	災害協定団体	(一社) 三重県建設業協会 尾鷲支部	<ul style="list-style-type: none"> 災害協定に基づき、三重県尾鷲建設事務所の要請に応じて作業班を派遣する。 三重県尾鷲建設事務所の監督・指示に基づき、耐震強化岸壁の応急復旧等の措置を行う。 	
		(一社) 日本海上起重技術協会 中部支部	(災害協定に基づき、中部地方整備局港湾空港部の要請に応じて作業班を派遣する。) (四日市港湾事務所の監督・指示に基づき、耐震強化岸壁の応急復旧等の措置を行う)	
		(一社) 日本埋立浚渫協会 中部支部		
		中部港湾空港建設協会連合会		
		全国浚渫業協会東海支部		
		(一社) 日本潜水協会	(災害協定に基づき、中部地方整備局港湾空港部の要請に応じて測量班・機材を派遣する。) (四日市港湾事務所の監督・指示に基づき、耐震強化岸壁の被災状況の調査等を実施する。)	
		(一社) 海洋調査協会		
(一社) 港湾技術コンサルタント協会				
(社) 三重県測量設計業協会	<ul style="list-style-type: none"> 災害協定に基づき、三重県尾鷲建設事務所からの要請に応じて測量班・機材を派遣する。 三重県尾鷲建設事務所の監督・指示に基づき、耐震強化岸壁の被災状況の調査等を実施する。 			

※ () で示した行動は、三重県の支援要請があった場合に実施する

行動内容		③耐震強化岸壁の荷さばき地の応急復旧		
実施主体	三重県尾鷲建設事務所 (県庁)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震強化岸壁の荷さばき地の応急復旧 (被害の状況に応じて、中部地方整備局港湾空港部に支援要請を行う。) 		
関係者	中部地方整備局港湾空港部	(三重県からの支援要請を受け、中部地方整備局四日市港湾事務所に支援活動の指示を行う。)		
	中部地方整備局四日市港湾事務所	(三重県が実施する耐震強化岸壁の荷さばき地の応急復旧作業を支援する)		
	災害協定団体	(一社) 三重県建設業協会 尾鷲支部	<ul style="list-style-type: none"> 災害協定に基づき、三重県尾鷲建設事務所の要請に応じて作業班を派遣する。 三重県尾鷲建設事務所の監督・指示に基づき、荷さばき地に散乱した瓦礫の撤去、エプロンと荷さばき地の間の段差の応急復旧等の措置を行う。 	
		(一社) 日本海上起重技術協会 中部支部	(災害協定に基づき、中部地方整備局港湾空港部の要請に応じて作業班を派遣する。) (四日市港湾事務所の監督・指示に基づき、荷さばき地に散乱した瓦礫の撤去、エプロンと荷さばき地の間の段差の応急復旧等の措置を行う)	
		(一社) 日本埋立浚渫協会 中部支部		
		中部港湾空港建設協会連合会		
		全国浚渫業協会東海支部	(災害協定に基づき、中部地方整備局港湾空港部の要請に応じて測量班・機材を派遣する。) (四日市港湾事務所の監督・指示に基づき、耐震強化岸壁の荷さばき地の被災状況の調査等を実施する。)	
		(一社) 海洋調査協会		
(一社) 港湾技術コンサルタント協会		<ul style="list-style-type: none"> 災害協定に基づき、三重県尾鷲建設事務所からの要請に応じて測量班・機材を派遣する。 三重県尾鷲建設事務所の監督・指示に基づき、耐震強化岸壁の荷さばき地の被災状況の調査等を実施する。 		
(社) 三重県測量設計業協会				

※ () で示した行動は、三重県の支援要請があった場合に実施する

行動内容		④耐震強化岸壁に接続する緊急輸送道路（臨港道路、市道）の啓開	
実施主体	三重県尾鷲建設事務所 （県庁）	尾鷲市	<ul style="list-style-type: none"> 臨港道路4号、市道林町1号線の瓦礫除去および道路の応急復旧 （被害の状況に応じて、中部地方整備局港湾空港部に支援要請を行う。）
	中部地方整備局港湾空港部		
関係者	中部地方整備局四日市港湾事務所		（三重県が実施する臨港道路啓開作業を支援する。）
	災害協定団体	（一社）三重県建設業協会 尾鷲支部	<ul style="list-style-type: none"> 災害協定に基づき、三重県尾鷲建設事務所の要請に応じて作業班を派遣する。 三重県尾鷲建設事務所の監督・指示に基づき、道路上の障害物の除去および応急復旧を実施する。
		（一社）日本海上起重技術協会 中部支部	（災害協定に基づき、中部地方整備局港湾空港部の要請に応じて作業班を派遣する。） （四日市港湾事務所の監督・指示に基づき、道路上の障害物の除去および応急復旧を実施する。）
		（一社）日本埋立浚渫協会 中部支部	
		中部港湾空港建設協会連合会	
		全国浚渫業協会東海支部	
		（一社）海洋調査協会	（災害協定に基づき、中部地方整備局港湾空港部の要請に応じて測量班・機材を派遣する。）
		（一社）港湾技術コンサルタンツ協会	（四日市港湾事務所の監督・指示に基づき、臨港道路の被災状況の調査等を実施する。）
（社）三重県測量設計業協会		<ul style="list-style-type: none"> 災害協定に基づき、三重県尾鷲建設事務所からの要請に応じて測量班・機材を派遣する。 三重県尾鷲建設事務所の監督・指示に基づき、臨港道路の被災状況の調査等を実施する。 	

※（ ）で示した行動は、三重県の支援要請があった場合に実施する

行動内容		⑤尾鷲港までの緊急輸送道路の啓開	
実施主体	中部地方整備局	尾鷲市	<ul style="list-style-type: none"> 第1次緊急輸送道路（国道42号、一般県道中井浦九鬼線、市道坂場銀杏町線）及び第2次緊急輸送道路（一般県道尾鷲港尾鷲停車場線、中井浦九鬼線）の啓開と応急復旧
	三重県尾鷲建設事務所		
	尾鷲市		
関係者	定 災 団 害 体 協	（一社）三重県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> 災害協定に基づき、実施主体の要請に応じて作業班を派遣する。 実施主体の監督・指示に基づき、道路上の障害物の除去および応急復旧を実施する。

行動内容		⑥緊急物資の海上輸送
実施主体	船舶運航事業者	・ 自治体、国土交通省海事局、日本内航海運組合総連合会、中部運輸局等からの協力要請を受け、船舶による緊急物資の海上輸送を行う。 ※1
関係者	中部運輸局	・ 国、自治体等からの緊急物資海上輸送の要請を受け、船舶運航事業者団体、港湾荷役事業者、（一社）三重県トラック協会に対して緊急物資輸送に関する協力要請を行う。
	（一社）三重県トラック協会	・ 自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、緊急物資を陸上輸送する作業に必要なトラック、労働者等の手配も含め陸上輸送の準備を行う。

※1 所属団体・組合からの連絡を受け、船舶による緊急物資の海上輸送を行う
（一部、協議会構成員でない組織も含む）

行動内容		⑦緊急物資の港湾荷役
実施主体	港湾荷役事業者	・ 自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、緊急物資を輸送する船舶からの物資の取卸し、船舶への物資の積み込み作業等の港湾荷役を行う。
関係者	中部運輸局	・ 国、自治体等からの緊急物資輸送の要請を受け、港湾荷役事業者、その他関係団体に対して、緊急物資を輸送する船舶からの物資の取卸し、船舶への物資の積み込み作業等の港湾荷役の協力要請を行う。

行動内容		⑧緊急物資の陸上輸送
実施主体	陸運事業者	・ （一社）三重県トラック協会から連絡を受け、緊急物資を指定された物資輸送拠点等へ陸上輸送する。
関係者	（一社）三重県トラック協会	・ 自治体、中部運輸局等からの協力要請を受け、所属する会員に対して、緊急物資の陸上輸送の協力要請を行う。
	中部運輸局	・ 国、自治体等からの緊急物資輸送の要請を受け、（一社）三重県トラック協会に緊急物資の陸上輸送の協力要請を行う。
	三重県防災対策部	・ （一社）三重県トラック協会に緊急物資の陸上輸送の協力要請を行う。

10. 通常貨物輸送

(1) 緊急物資と通常貨物輸送の共存に向けて取り組む内容

大規模災害発生後1週間から1ヵ月の緊急物資と通常貨物輸送の共存に向け、尾鷲港では以下のような取り組みを行う。

【緊急物資輸送と企業活動継続に向けた通常貨物輸送の共存】

- ・応急復旧を実施し供用した岸壁を中心に緊急物資輸送機能の確保を優先
- ・被災した岸壁等の港湾施設の応急復旧工事の継続
- ・在来貨物の中で主要品目である水産品を優先的に対応

1 1. 情報の発信

(1) 情報の整理と共有

関係機関は、被害状況調査の結果や応急復旧の見通し等の情報を収集し、相互に情報共有に努める。

(2) 情報の発信

情報の発信においては、三重県（県庁）、中部地方整備局四日市港湾事務所、尾鷲海上保安部が情報を共有したうえで、各機関の情報媒体（ホームページ、記者発表等）を通じて発信する。

3 者は、以下の内容について責任を持ち、発信する内容を整理する。

表 11-1 情報発信の責任者と責任を持つ情報

情報発信の責任者	責任を持つ情報
三重県（県庁）	港湾施設の被災状況と復旧状況、応急復旧方針、港湾施設の供用再開等
中部地方整備局 四日市港湾事務所	港湾の被災状況と復旧状況、応急復旧方針
尾鷲海上保安部	海上交通安全等

表 11-2 発信する情報

項目	内容
港湾施設の被災状況と復旧状況、応急復旧方針	施設の使用可否、復旧工事の状況等
港湾施設の供用再開	供用再開の決定等
海上交通安全	船舶航行にあたっての注意事項 航泊禁止区域や喫水制限の設定・解除等

12. 事前対策

表 12-1 尾鷲港における事前対策

区分	項目	対策	実施主体
初動時の円滑化	通信手段の確保	・尾鷲港 BCP 協議会構成員の衛星電話確保を推進する	構成員
	被害調査項目の設定	・尾鷲港 BCP 協議会構成員を対象に、港湾物流機能の復旧を考慮した被害調査項目及び内容を設定する	三重県 中部地方整備局
	応急復旧方針の決定手順の整理	・応急復旧方針として決定すべき事項の決定と手段を整理する	三重県 中部地方整備局
	尾鷲港 BCP の改訂	・最新の知見等を踏まえ、尾鷲港 BCP を改訂する	三重県
	尾鷲港 BCP 協議会構成員の BCP への反映	・尾鷲港 BCP を協議会構成員の BCP に反映させる	構成員
	関係機関の連携	・関係機関間の連携を円滑にするため定期的（年 1 回程度）の連絡網の更新等を実施する。	三重県
応急復旧の円滑化	瓦礫や浮遊物の仮置場の候補地の検討	・航路啓開のために瓦礫等の仮置場の候補地を検討する	三重県
	航路啓開体制の確立	・航路啓開体制を確立する	三重県 中部地方整備局 尾鷲海上保安部
	広域的な連携体制の整備	・中部地域や全国的な建設団体への支援要請等、連携体制を整備する	三重県 中部地方整備局
	燃料の確保	・応急復旧対応に必要な燃料調達先を確保する	構成員
	応急復旧に必要な作業員や資機材の確保	・中部地域や全国的な建設団体への支援要請等、連携体制を整備する	三重県 中部地方整備局
	港湾管理者と国の作業分担の整理	・効率的に応急普及を行うため港湾管理者と国の作業分担や指揮命令系統を整理する	三重県 中部地方整備局
	非常用電源の確保	・応急復旧対応に必要な非常用電源を確保する	構成員
	復旧資材ストックの増強	・応急復旧に対応できるよう砕石等の復旧資材のストックを確保する	三重県 中部地方整備局
被害の防止・軽減	船舶の津波対策の推進	・船舶の避難方法や固縛方法等の津波対策を推進する	尾鷲海上保安部 尾鷲港に関係する事業者
その他	代替港湾との連携推進	・広域災害時の代替港湾と他地域の港湾等の連携を推進する	三重県 中部地方整備局

1 3. 関係機関との連携

大規模災害発生後の港湾物流機能の回復を、円滑かつ確実に実施していくために関係者間の連携が必要不可欠であることから、定期的（年1回程度）に連絡網の更新・確認を実施する。

1 4. 継続的な見直し（PDCA）の実行

本港湾BCPで定めた事前対策の実施状況、各関係者の事業の状況、災害や港湾BCP等に関する新たな知見、港湾物流の最新動向等の最新情報に基づき、本港湾BCPを継続的に見直し（PDCAサイクル）、改善により有用で実効性の高い計画に更新する。

港湾BCPの見直し・改善については、港湾BCP協議会で協議したうえで、必要に応じて実施する。

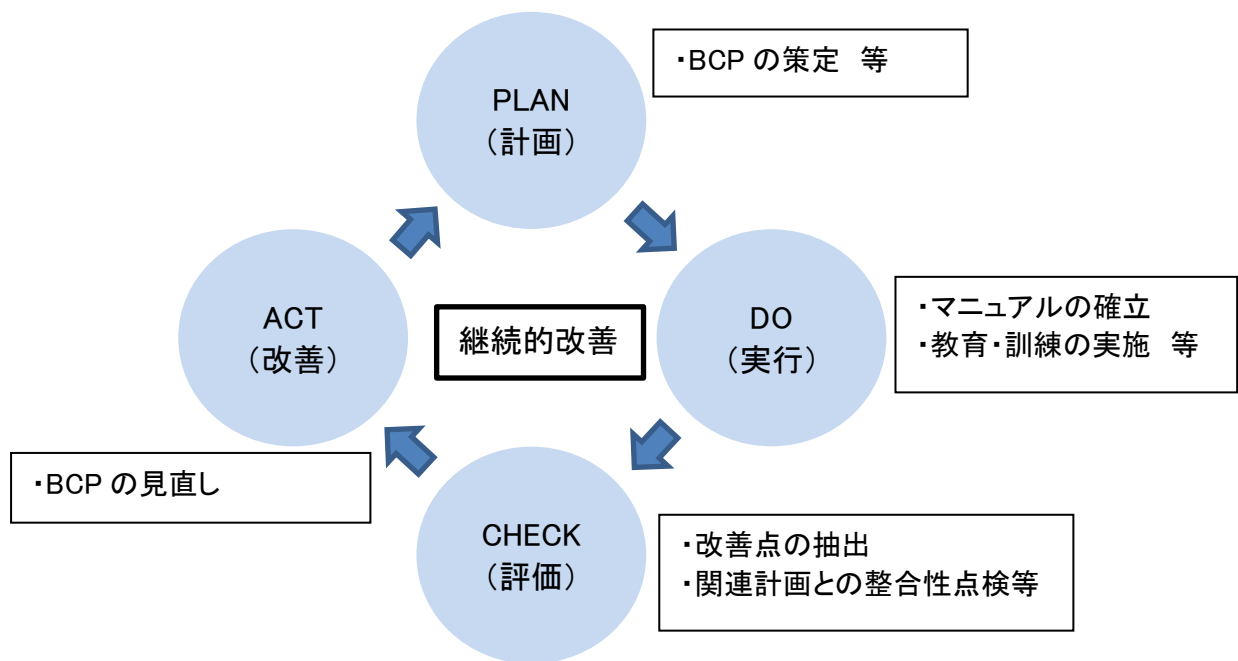


図 14-1 PDCAサイクルによる尾鷲港BCPの改善イメージ